

2023 年 7 月号

ビジネスと人権：「人権×株主アクティビズム」

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. ビジネスと人権に関するエンゲージメントの内容	弁護士 御代田 有恒 TEL. 03 6266 8989 aritsune.miyoda@mhm-global.com
III. 日本におけるエンゲージメントの状況	
IV. エンゲージメントを受けた際の対応方法及び留意点	弁護士 足立 悠馬 TEL. 03 6266 8997 yuma.adachi@mhm-global.com
V. おわりに	弁護士 石田 祐一郎 TEL. 03 5223 7755 yuichiro.ishida@mhm-global.com 弁護士 平田 亜佳音 TEL. 03 6266 8759 akane.hirata@mhm-global.com

I. はじめに

2011年に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下「指導原則」といいます。）が策定されて以降、近時、欧米諸国や一部新興国の政府・企業を中心に、日本におけるビジネスと人権に関する取組みが活発になっています。日本政府は、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（以下「日本政府ガイドライン」といいます。）を策定し、2023年4月には、経済産業省が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

このような状況においては、これまで「ビジネスと人権」の取組みとの関係が意識されることが多くなかった法分野についても、企業に「ビジネスと人権」に関する取組みを踏まえた対応が求められることが増えると思われれます。弊所では、『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）』を実施しており、7月5日に第6回として「人権×株主アクティビズム」と題するウェビナーを配信しております¹。

本ニュースレターでは、「人権×アクティビズム」をテーマとして、人権に関する株主によるエンゲージメントの動向について、米国・欧州・日本を中心にご紹介いたします。

なお、「人権×株主アクティビズム」の詳細については、下記の「人権×株主アクティビズム」のウェビナー（以下「本ウェビナー」といいます。）をご参照ください。

[『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第6回「人権×株主アクティビズム」』](#)

¹ 人権デュー・ディリジェンスの基礎については、弊所が昨年実施した『2022年人権DD連続ウェビナー』において、詳しく解説しております。こちらも [MHM マイページのアーカイブ](#)からご視聴いただけますので、是非ご参照ください。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

II. ビジネスと人権に関するエンゲージメントの内容

現在、欧米諸国を中心に、企業に対して、「ビジネスと人権」に関するエンゲージメントが行われる事例が増えています。エンゲージメントは、明確に定義するのは難しいものの、「目的を持った建設的な『対話』」を指すとされており、具体的には、株主が、投資先企業が有する課題の解決等を目的として、電話や会議における対話・質疑応答や、株主総会における質問権の行使や株主提案を行うといった方法が考えられます。米国では、2023年度にはフォーチュン250社に対してのべ47件の人権に関する株主提案が行われています。

III. 日本におけるエンゲージメントの状況

コーポレートガバナンスコード上、人権の尊重をめぐる課題に積極的・能動的に取り組むべきであるとの取締役会の責務が定められています（補充原則2-3①）。また、スチュワードシップコードにおいても、機関投資家は、エンゲージメントを通して、投資先企業の問題の改善に努めるべきである旨が定められています（原則4）。このように、これらの2つのコードにおいては、「ビジネスと人権」の課題は、投資家と協働して取り組むべき企業の課題の一つであることが定められており、今後もますます、人権課題が企業と株主の対話の重要なトピックとなっていくと考えられます。

そして、日本においても、かかるエンゲージメントの方法として、株主提案の方法がとられることがあります。具体的には、会社法の制約から、定款変更議案を提案する形式が取られることが一般的ですが、他にも、人権問題の知見を有する取締役の選任議案の提案や、会社が提案した取締役の再任議案に反対をすることで人権分野に関する問題提起を行うといった方法も考えられます。

「ビジネスと人権」に関するグローバルな意識の高まりを踏まえると、今後、ますます人権分野に関する株主のエンゲージメントが増えることが予想されるため、動向を注視する必要があります。

IV. エンゲージメントを受けた際の対応方法及び留意点

人権分野におけるエンゲージメントを受けた場合は、個別具体的な状況に応じた検討・対応が必要となりますが、エンゲージメントを行う投資家は人権分野について深い知見・詳細な認識を有していることも多いため、このような投資家との対話は自社の人権に関する対応を見直す有益な機会であるという視点を持つことが重要です。

また、実際に投資家との対話を行うに際しては、自社の方針・対応をしっかりと具体的に説明できることが求められます。その際には、早期に適切な担当者を決定し、必要に応じ複数の部署による多角的な検討をすることも重要になります。特に「ビジネスと人権」に関する取組み・課題は、複数の部署に横断的に関係する可能性があるため、部署間でお見合いになり、対応が遅れるといった事態を避ける必要があります。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

さらに、このような視点は、株主提案という形でエンゲージメントが行われた場合にも同様に当てはまります。実際に、米国においては、人権分野に関する株主提案が行われたのちに、企業と株主が実質的な対話を行い、このような対話の中で満足が得られる回答・コミットメントを得られたことを理由として、株主が株主提案を取り下げるといった事例も見られます。

V. おわりに

上記のとおり、株主による「ビジネスと人権」分野のエンゲージメントが活発化する可能性があります。そして、企業として、エンゲージメントを受けた場合には、自社の人権に関する対応を見直す有益な機会であるという視点を持つことが重要になります。また、投資家との対話に際しては、自社の方針・対応をしっかりと説明できることが肝要ですが、その前提として平時からの人権に関する取組みが重要です。

CRISIS MANAGEMENT / Sustainability / CORPORATE NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー [『「ビジネスと人権」分野別連続ウェビナー（全10回シリーズ）第6回「人権×株主アクティビズム」』](#)
- 視聴期間 2023年7月5日（水）～2023年10月31日（火）
- 講師 MHM「ビジネスと人権」プラクティスチーム
- 講義時間 約30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×危機管理
2.	人権×独禁法：公正取引委員会グリーンガイドランスからの示唆
3.	人権×不動産
4.	人権×国際通商法：経済制裁・輸出入管理と人権
5.	人権×訴訟
6.	人権×株主アクティビズム
7.	人権×ファイナンス
8.	人権×ディスクロージャー
9.	人権×M&A①：責任ある撤退、M&Aにおける“強化された人権DD”
10.	人権×M&A②：M&A DDにおける人権の観点

文献情報

- 論文 「スパイ行為の範囲拡大、法執行権限等も強化 中国「反スパイ法」改正の概要と日本企業の留意点」
- 掲載誌 旬刊経理情報 No.1683
- 著者 江口 拓哉、鈴木 幹太（共著）

NEWS

- ジャカルタオフィス移転のお知らせ
森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス*（*提携事務所）は、この度、2023年7月25日より下記に移転いたしますのでご案内申し上げます。

・移転先：

Treasury Tower 2F, SCBD, Lot 28 District 8,
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Senayan, Kebayoran Baru,
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia
TEL : +62-21-3020-0222

※オフィスのTELに変更はございません。